

食品ロス削減のさらなる推進を求める意見書

食品ロスの削減の推進に関する法律（以下「食品ロス削減推進法」という。）が2019年10月に施行され、食品ロス削減（まだ食べることができる食品が廃棄されないようにするための社会的な取り組み）を総合的に進めてきた。

一方、農林水産省が公表した2021年度の食品ロス量は、523万トン（内訳は事業系食品ロス量が279万トン、家庭系食品ロス量が244万トン）となっており、これは、国連世界食糧計画（WFP）が飢餓で苦しむ人々に行っている食料支援の年間量480万トンの約1.1倍となっている。

また、食品の生産から廃棄までの過程で投入される天然資源やエネルギーの浪費に加え、排出される二酸化炭素による温室効果等、環境に及ぼす影響は決して少なくないため、食品ロス削減の推進は気候変動への有効な対策である。

よって、政府においては、食品ロス削減推進法に基づき、誰もが取り組める脱炭素アクションである食品ロス削減のさらなる推進のため、下記の措置を講ずるよう強く要望する。

記

- 1 てまえどり（賞味期限や消費期限が近い商品を選ぶ購買行動）など、人や社会、環境に配慮した消費行動であるエンカル消費の普及啓発を一層進めるとともに、食品ロス削減を積極的に進める事業者の評価や支援の強化を図ること。
- 2 使用量や頻度に合わせた小分け・個包装や、食品自体の鮮度の保持や賞味期限等の延長につながる容器・包装について、リサイクルが可能となる仕組みづくりを含めた改善等を積極的に進めるための取り組みを一層強化すること。
- 3 子ども食堂やフードバンクなどに対する企業からの在庫食品の寄付促進や、フードドライブ（未利用食品の寄付運動）の利活用促進のための支援を強化すること。
- 4 企業、商店等から提供された食料品等を、地域に設置された冷蔵庫や冷凍庫で保管し、随時必要とされる住民や団体等に提供するコミュニティフリッジ（公共冷蔵庫）の設置や運営等への支援制度を整備すること。
- 5 食品関連事業者と農業生産者の連携を促し、色や形における規格外品等、出荷や加工前に廃棄されている食材を有効活用する自治体等の事業を積極的に支援すること。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出する。

令和6年（2024年）3月26日

札幌市議会

（提出先）内閣総理大臣、文部科学大臣、厚生労働大臣、農林水産大臣、
経済産業大臣、環境大臣、内閣府特命担当大臣（こども政策）、
内閣府特命担当大臣（消費者及び食品安全）

（提出者）民主市民連合、公明党及び日本維新の会所属議員全員
並びに山口かずさ山口かずさ議員、未来さっぽろ成田祐樹議員
及び市民ネットワーク北海道米倉みな子議員